

## 発刊によせて

日本弁護士連合会は、1990年に開催した第33回人権擁護大会において、「真の情報公開制度と個人情報保護制度は、民主主義の存立と基本的人権の尊重のために欠くことのできない車の両輪であり、その実現は、国民自身が主権者としてそれらの情報を実質的に支配するための制度的保障である」と宣言しました。この宣言から30年を経ましたが、この間、インターネットやビッグデータの発展、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症などとの関係で個人情報保護をめぐる新たな問題も生じています。また、あらゆる個人情報の国家による一元管理をもたらすおそれのある個人番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。

日本弁護士連合会情報問題対策委員会は、こうした社会や法制度の変化の中で、改めて個人情報保護制度の意義を確認し、私たちの日々の生活の中で直面するさまざまな個人情報保護の問題に対する対処を本書にまとめました。

本書は、顧客との関係、従業員との関係、医療分野、学校、個人信用情報、コミュニティ、地方自治体、弁護士業務、IT化といったテーマごとに個人情報保護の問題について取り上げていますので、多くの方々に幅広く活用していただき、それぞれの現場での努力によって、よりよい個人情報保護が実現する社会となることを希望します。

2020年10月

日本弁護士連合会会長 荒 中

## 監修者からひとこと

### ●個人情報の保護と利活用

個人情報保護法が、2005年4月に全面施行されてから15年余りが経ちます。2015年9月には大きな改正がされ、要配慮個人情報について規定を設けたり、開示請求等の権利性を明確にするなど個人情報保護を推進するとともに、目的規定では個人情報の利活用を強調し、そのために匿名加工情報の制度を導入しました。また、監督機関として個人情報保護委員会を設置しました。最近では国際的な動向等を踏まえて2020年6月に改正がされたところです。

今後も社会の要請や国際的な動向の中で、逐次改正が繰り返されることが予想されます。

他方、関連する法律として、2013年5月には個人情報保護法の特別法に位置づけられる番号法（マイナンバー法）が制定され、2017年5月には匿名加工情報の特則となるいわゆる次世代医療基盤法が制定されました。他にも、IT化推進のためのさまざまな法律等が制定されています。

### ●解消されない個人情報保護法運用の難しさ

個人情報保護法は、制定当初から難解な法律であることが指摘され、当初は「過剰反応」といわれる混乱も生じました。

多くの公的なガイドラインやQ&Aによる解説が公表され、長年にわたり運用されてきたことで、個人情報保護法に関する認識は定着してきたようにもみえますが、具体的な場面で何が禁止され何が許されるのか、またどうすることが望ましいのかについては、容易にわからないことも多く、まだまだ戸惑いがみられます。

さらに個人情報保護法の解釈については、限られた専門家の中で極めて精緻な議論が展開される傾向もあります。

しかし、個人情報保護をめぐる問題は、職場、学校、地域社会など日常生活の中で、日々生じています。個人情報保護法の運用を担うのは、一部の専

専門家ではなく、多くの一般の方々です。そうした人々が自ら考え、対処するための手引きが、ますます必要になっています。

## ●本書の特色とねらい

今日、この本を発行する意図は、次のような点にあります。

### (1) これまでの個人情報保護法の運用を踏まえた解説

社会生活上のさまざまな場面で起きる個人情報をめぐる基本的な問題について、個人情報保護法の解釈運用を解説することです。特に2015年の大改正については、改正内容を説明する本はありますが、その後の運用実績を踏まえた解説書はあまりありません。さらに本書の執筆中に2020年改正の構想が固まり、成立に至ったので、その内容も盛り込みました。

### (2) 関連する法律、新しい問題についての解説

個人情報保護法が直接規制する民間事業者の問題だけでなく、公的機関やIT化社会が進む中で起きている問題をも取り上げました。それらに関連する法律も適宜紹介しています。喫緊の問題として新型コロナ問題についても項目を立てました。また、今後の改正を想定して、海外の動向なども紹介しています。

### (3) 現場での具体的な問題への判断力を養うために

執筆担当者は、個人情報保護に関する紛争や制度運用にかかわってきた弁護士であり、個人情報保護を巡る具体的な問題を抱えた現場の人に役立つことをめざして執筆しました。

生起する問題に関する条文の解釈やガイドラインの内容を知っておくことが必要であることはもちろんですが、それにとどまらず、どのような対応が法の精神に照らして妥当なのかということも多くの項目で検討されています。この点は何が正解か一義的には決められないところでもありますが、個々の弁護士の考えたことを率直に述べています。この本が、現場で自ら考え、判断する力を身に付けていただくうえでお役に立てば幸いです。

2020年10月

監修者代表 森田 明

## Q60

### 顔認証機能付き防犯カメラ映像の共同管理

当社は都心の駅近くで書店を経営しています。万引き被害を減らすために、近隣の2つの書店と共同で顔認証機能付きの防犯カメラを使って、加盟店のいずれかに万引き犯が来店したときに店員が気づくようにして、店員が万引き犯の行動を監視して万引きを予防できるようにしたいと考えています。来店者、万引き犯のプライバシー保護の観点からどのようなことに気をつければよいでしょうか。

#### Point 【ポイント】

- ① 顔認証データは個人情報保護法で個人情報保護の対象とする「個人識別符号」にあたるので、その収集・利用等については個人情報保護法の規定に従わなければなりません。
- ② 3店舗で顔認証データを共同利用することは相互に個人情報を第三者提供することになるので、原則としては許されません。どのような個人情報を何のために収集するのかを事前に公表しておくことによって映された人が開示・利用中止・削除などの請求ができるようにする必要があります。

#### 1 はじめに

アマゾンで書籍を購入したり電子書籍で読んだりする人が増えたこともあって、最近、街の中から急激に書店がなくなっています。しかし、書店を悩ませているのはそれだけではありません。万引きを繰り返し転売している人の存在です。万引きされる書籍はコミックから高額な専門書までいろいろあり、書店経営にとっては高価本1冊の万引きでも大打撃です。万引き防止は書店にとって切実な死活問題なのです。ここでは2019年7月末から都内の

渋谷駅近くの3つの書店が始めた渋谷書店万引対策共同プロジェクト（「渋谷プロジェクト」）を紹介しつつ、顔認証機能付き防犯カメラ導入上の問題とそれへの対応を検討します。

## 2 書店の万引き対策としての有効性

万引きを繰り返す人は、1つの書店で万引きした後、近隣の他の書店でも万引きをしている可能性があります。その対策として、顔認証データベースの作成および入店時の照合という方法があります。店舗では、通常のデジタル録画の防犯カメラで書店の利用者全員の顔画像データ（人の顔の部分のデジタルデータ）を取得して1日間保存します。万引きがあったことがわかると、その日のうちに、該当する本棚での行動を確認し、服装等で特定した犯人の入店時の顔画像データから生成された顔認証データ（個人を特定するため顔から特徴を抽出し数値化したデータ）を保存し、万引き犯顔認証データベースに登載します。このデータベースを近隣の書店と共有すれば、以後、同一人物が来店したときでも防犯カメラのデジタル画像とこれとを自動的に照合することで、店員は即座に登録されている者の入店を知らされるので、その人の行動を監視し、声がけするなどして、万引きをしにくくすることができます。「渋谷プロジェクト」はこのようなくみで運用されています。

## 3 顔認証データと個人情報保護法

個人情報保護法では、保護の対象となる「個人情報」を定義し（2条1項）、2号で、「個人識別符号が含まれるもの」としているため、顔認証データがこれに該当するのであれば、顔認証システムの設置運用は個人情報保護法の規定に従わなければなりません。

個人情報保護法では、「個人識別符号」（2条2項1号）について、「次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう」とし、1号で、「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機

の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」とし、「政令」である個人情報保護法施行令の1条1号で「次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」とし、口で、「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌」とし、個人情報保護法施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）の2条で、「…基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする」と規定しています。正確に個人識別ができる顔認証データはまさにこれに該当します。

#### 4 顔認証システムの運用

万引きがわかった後、犯人を特定して顔認証データを保存し、データベースに登載することは、プライバシーを侵害しますが、必要性、相当性を衡量すると適法と考える余地があります。不特定多数の客の入店に対して顔認証データを生成し、顔認証データベースとの照合を行う際、すべての客の顔認証データが保存される方式は望ましくありません。少なくとも1日間など短時間で破棄されるよう厳格に保存期間を限定しておく必要があります。

#### 5 適正な取得

個人情報保護法では、「個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」（17条1項）と規定しています。店舗の入り口前に顔認証機能付きの防犯カメラを設置していることを表示し、万引き犯以外の人のデータを速やかにかつ確実に除外するのであれば、「不正な手段」による取得にはならないと言いうるでしょう。取得目的からして保存されてよい顔認証データは万引きをした人のものだけです。

## 6 取得に際しての利用目的の通知等

個人情報保護法は「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない」（18条1項）と規定しています。店舗の入り口前に顔認証機能付き防犯カメラを設置しているだけでなく、取得した個人データを利用する目的を表示すれば、個別に本人に通知する必要はありません。目的の表示は具体的にし、「等」など曖昧な表現は避けるべきです。渋谷プロジェクトでは、「万引き、盗撮、器物損壊、暴行・傷害、公然わいせつ」と限定して、これらにあたる犯罪事犯の情報（実行日時、被害状況、対象者の特徴、関連する防犯カメラ画像、顔認識別データ）を収集することを店頭の“お知らせ”（後掲【書式3】）で公表しています。

## 7 第三者提供の制限

経営者が異なる3店舗で万引き犯の顔認証データを共同利用することは、ある店舗で取得した顔認証データを第三者に提供する関係になるので、個人情報保護法が原則的に禁止している第三者提供（23条1項柱書）が問題になります。

同項2号は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を例外としています。万引き防止は財産保護のために必要です。万引き犯の顔認証データを登録しておいて、その人が来店したときに店員が行動を注視し、必要に応じて声がけをするなどして万引きを未然に防止することができます。他方、万引き犯が同意してくれることは期待できませんから、「人の同意を得ることが困難であるとき」にあたります。

5項への該当性も考えられます。同項では、「次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者

に該当しないものとする」とし、3号で、「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき」と規定しています。店頭でこれらの事項を大きく表示して、来店する人だれもが見えるようにしておけば、この要件を充たすこととなります。渋谷プロジェクトでは、後掲“お知らせ”を店頭に貼り出しています。

## 8 留意すべき点

日弁連では、2012年1月19日、「監視カメラに対する法的規制に関する意見書」を公表しています。そこでは店舗におけるカメラの設置要件として、①犯罪が起こる蓋然性と、②監視カメラの設置による効果が具体的に期待できることをあげ、「顔認証装置」の設置・運用は禁止すべきと提言しています。

「渋谷プロジェクト」は、万引き等の犯罪が起こる蓋然性が高い場所で実施され、現に万引き防止の効果が上がっているようですので、上記日弁連意見書の要件①、②は満たしていると考えられます。ただ、このしくみでは、「万引き犯」の顔認証データの照合をする前提として顔認証データを収集するので、この点、日弁連意見書のような考え方からは問題ありとされるかもしれません。また、「万引き犯」のデータベース（いわばブラックリスト）を作成することになりますが、その作成、運用は厳格に行うべきで、確実な証拠に基づく犯人以外をリストに載せることがあってはなりません。

なお、顔認証データの取扱いという点からは、IoT 推進コンソーシアム・総務省・通産省編「カメラ画像利活用ガイドブック」（平成30年3月 ver2.0）が注意すべき点を指摘しており（第10章 Q77参照）、これに注意を払う必要があります。「カメラ画像利活用ガイドブック」を参考に、今後一層工夫するべきでしょう。



個人情報保護法への適合性だけでなく、プライバシー権への実質的な侵害とならないよう、防犯の必要性和の慎重な利益衡量が求められています。

## 9 見えない差別

このしくみには他にも注意すべきことがあります。いったん取得した顔認証データをいつまでも保有し利用していると、万引きをやめた人をいつまでも「万引き犯」として危険視し続けるというラベリングが起こります。それは健全な人間関係の形成（回復）を阻害します。このようにならないようにするには、いったん「万引き犯」と認識した人が、一定期間、万引きをしない状態が続くか来店しなくなったら顔認証データを抹消すべきです。

また、顔認証データを共有する加盟店をあまり多くしてしまうと、1度でも万引きをした人は、どの店に行っても万引きのおそれのある人として、誰からも常に行動を監視されることとなります。それは地域社会の人々がこぞって特定の人を危険視するもので、地域社会から寛容さが失われ、監視されている人のみならずその家族まで心理的に追い詰めることになりかねません。そうならないようにプライバシーの保護を強く意識した制度設計と運用に注意する必要があります。

## 10 成果と課題

「同じ人が繰り返し高価本を万引きしている」と書店は被害を訴えていましたが、渋谷プロジェクトによりそのような被害はほとんどなくなりました。顔認証システムによる書店間の連携で初回の万引きに成功しても2回目以降はマークされているので、このような店では万引きしにくいという認識が万引き犯に生じているようです。それでも被害が続くのは、店の開放的な構造や商品を置く場所などの脆弱性に万引き犯が付け込むからです。顔認証データの共有以外の対策も必要です。

（清水 勉）

## 【書式3】 渋谷書店万引対策共同プロジェクト開始のお知らせ

### 【渋谷書店万引対策共同プロジェクト開始のお知らせ】

当店は「渋谷書店万引対策共同プロジェクト」に参加し、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第3号に基づき、2019年7月30日（火）から個人データの共同利用を行っております。

このプロジェクトは、渋谷区所在の三書店（京王書籍販売株式会社啓文堂書店渋谷店、大盛堂商事株式会社書店部大盛堂書店、株式会社丸善ジュンク堂書店 MARUZEN&ジュンク堂書店渋谷店）及び同プロジェクト事務局が万引き、盗撮、器物損壊、暴行・傷害、及び公然わいせつ（以下「万引き等」と言います）に当たる犯罪事犯の情報を共有することにより、これら被害の軽減及びお客様の快適な店舗利用に役立てるためのものです。

#### (1) 共同利用する個人データの項目

参加店舗が保有する万引等の犯罪事犯に関する被害及びそれら事犯を敢行した対象者に関する情報（実行日時、被害状況、対象者の特徴、関連する防犯カメラ画像、及び顔識別データ）。対象者の氏名は、保有する場合は対象事案発生店舗と事務局のみが保有し、他の参加店舗とは共有いたしません。

#### (2) 共同利用する者の範囲

○渋谷区内に所在し、以下の条件を満たす書店

- ・ホームページに別掲の「渋谷書店万引対策共同プロジェクトの開始に当たって」を遵守することを認めている書店であって、運営委員会で決議され参加が認められた書店

<参加店>

- ・京王書籍販売株式会社啓文堂書店渋谷店
- ・大盛堂商事株式会社書店部大盛堂書店
- ・株式会社丸善ジュンク堂書店 MARUZEN&ジュンク堂書店渋谷店

○ 渋谷書店万引対策共同プロジェクト事務局

#### (3) 利用する者の利用目的

参加店における万引等の犯罪防止と参加店において万引等の犯罪を行ったことが確実な者の来店を確認、警戒するため

#### (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

渋谷書店万引対策共同プロジェクト事務局

TEL：03-5280-6044

受付時間：10:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）

所在地：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2 書店会館4階

詳細については下記ページをご覧ください。

<http://www.manboukikou.jp/shibuyapj/>

本件連絡先

渋谷書店万引対策共同プロジェクト運営委員会事務局

（上記の三書店及び全国万引犯罪防止機構とは別の組織で、同機構と

三書店が協議して、本プロジェクトの適切な運用のために設置した事務局）

TEL：03-5280-6044

〔監修者・執筆者一覧〕

【監修者・執筆者】

- 齋藤 裕 (新潟県弁護士会・情報問題対策委員会委員長)  
清水 勉 (東京弁護士会) 第1章 Q11・Q12、第7章 Q60、  
第8章 Q61・Q64  
野呂 圭 (仙台弁護士会・情報問題対策委員会事務局長) 第7章 Q58、  
第9章 Q69・Q72  
武藤 糾明 (福岡県弁護士会) 第6章 Q53、第9章 Q70・Q71  
森田 明 (神奈川県弁護士会) 全体監修

【執筆者】

- 青山 隆徳 (佐賀県弁護士会) 第4章 Q36・Q37、第10章 Q76・Q77  
生田 美弥子 (第二東京弁護士会) 第1章 Q13～Q15  
石坂 俊雄 (三重弁護士会) 第7章 Q54～Q57  
大箸 信之 (旭川弁護士会) 第5章 Q43～Q48  
岡田 雄一郎 (長崎県弁護士会) 第10章 Q73～Q75  
奥島 直道 (愛媛弁護士会) 第8章 Q65・Q66  
川本 樹 (金沢弁護士会) 第8章 Q62・Q63  
岸田 和久 (鳥取県弁護士会) 第6章 Q50・Q51  
齋藤 亮介 (京都弁護士会) 第4章 Q35・Q38・Q39  
坂本 団 (大阪弁護士会) 第1章 Q1・Q2  
杉山 裕紀 (静岡県弁護士会) 第5章 Q49  
関 五行 (福岡県弁護士会) 第9章 Q67・Q68  
瀬戸 一哉 (埼玉弁護士会) 第1章 Q8・Q9、第4章 Q40・Q41  
瀧田 和秀 (千葉県弁護士会) 第6章 Q52  
出口 かおり (東京弁護士会) 第3章 Q26・Q27・Q32・Q33  
塚本 祥雄 (宮崎県弁護士会) 第3章 Q28～Q31・Q34

監修者・執筆者一覧

- 二関 辰郎 (第二東京弁護士会) 第1章 Q3・Q4  
水永 誠二 (東京弁護士会) 第7章 Q59  
水町 雅子 (第二東京弁護士会) 第1章 Q6・Q10、第4章 Q42  
山口 宣恭 (奈良弁護士会) 第1章 Q5・Q7  
結城 圭一 (大阪弁護士会) 第3章 Q16～Q25

(50音順)

〔編者所在地〕

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3  
日本弁護士連合会  
電話 03-3580-9841(代)  
FAX 03-3580-2866  
URL : [www.nichibenren.or.jp](http://www.nichibenren.or.jp)

## Q & A 個人情報取扱実務全書

---

2020年12月15日 第1刷発行

定価 本体4,400円 + 税

編者 日本弁護士連合会情報問題対策委員会  
発行 株式会社民事法研究会  
印刷 中央印刷株式会社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒151-0073 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16  
〔営業〕 TEL03(5798)7257 FAX03(5798)7258  
〔編集〕 TEL03(5798)7277 FAX03(5798)7278  
<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

落丁・乱丁はおとりかえいたします。ISBN978-4-86556-397-9 C2032 ¥4400E  
カバーデザイン：袴田 峯男